

# その販売価格は お得に感じますか？

## 高額下取りセール



32型液晶テレビ AB-32C

下取りなし価格  
¥98,000

下取り後特価  
¥48,000

この機種は、  
他のA店でも、B店でも、C店でも、  
下取りなしで  
普通に48,000円くらいで  
売ってるのに…



下取り価格に目が行き、実際の販売価格を調べずに購入すると、後で悔やむことがあります。また、上の吹き出しにあるような状況における左記のような価格表示は、一般消費者が誤認する恐れがあるため家電公取協の表示ルールでは禁止されています。(詳しくは裏面)

このマークがある  
お店なら安心です。



表示を正しく  
家電公取協

「ただしちゃん」マークの  
ステッカーを掲示している  
家電公取協加盟のお店なら、  
安心してお買い物ができます

当店は消費者庁及び公正取引委員会から  
認定された家電公取協のルールに基づき  
価格や商品説明などについて  
適正な表示を推進しています



上のような価格表示例は家電公取協の  
ルールに違反する恐れがあります。

詳しい内容は  
QRコードor裏面をご確認下さい。

家電公取協の会員が遵守している「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」第7条第6号では、過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示を禁止しており、また、施行規則第6条第4項で具体的な禁止事例を規定しています。さらに、以下の運用基準も設けています。

**【運用基準18 下取り販売における下取りがない場合の高額な販売価格の取扱いについて】**

次に掲げる表示は、施行規則第6条第4項第3号に規定する表示に該当するものとして取り扱う。

(1) 下取り販売を行うに当たり、高額な下取り額の提示を可能とするために、任意に設定した販売価格又は平常販売している価格を合理的な根拠なくいったん引き上げて設定した販売価格を下取りがない場合の販売価格として用いる表示

(2) 下取り販売を行うに当たり、高額な下取り額の提示を可能とするために、合理的根拠に乏しい又は当該価格での購入者がほとんど存在しないと認められるような高い販売価格を下取りがない場合の販売価格として用いる表示

**【運用基準18(2)の解説】**

運用基準18が取り扱っている表示は、同一の商品について高い価格と安い価格の2つの販売価格を併記して表示するものであり、一見、二重価格表示のようにも見えるものです。しかしながら、実際には、「下取りがある場合」と「下取りがない場合」とで取引条件が異なることにより、その販売価格が異なるという事例です。

このケースは、下取りがある場合の販売価格と、この価格に比べ高く設定されている下取りがない場合の販売価格とが併記されることにより、下取りあり価格の安さが強調されることとなります。その際、高く設定されている下取りなし価格が適正なものである場合には、一般消費者の適正な商品選択と事業者間の価格競争の促進に資する面がありますが、下取りなし価格として合理的根拠に乏しい高い価格や当該価格での購入者がほとんど存在しないと認められるような高い価格が用いられた場合には、下取りなし価格と下取りあり価格との間の価格差が不当に大きなものとなり、この結果、一般消費者は下取りあり価格について、廉売の程度が著しいものであると認識し、不当に誘引されるおそれがあります。

このため、当協議会では、令和2年の規約変更に合わせて運用基準18を新設し、取引条件の差異を根拠として販売価格に差異を設ける販売方法のうち、下取り販売について、不当表示として取り扱われる表示（施行規則第6条第4項第3号に該当、即ち規約第7条第6号に規定する「過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示」に該当し同条に違反）の明確化を図りました。